

## 岡山県稲わら等有効利用連携推進会議設置要綱（案）

## （目的）

第1条 関係行政機関及び関係団体が緊密に連携して稲わら等の焼却処理から有効利用への転換を促進し、地域と調和した農業の振興及び大気環境の保全を図るため、岡山県稲わら等有効利用連携推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。

- （1）稲わら等の有効利用の普及・啓発に関すること。
- （2）稲わら等の有効利用を円滑にするための方策や活用方法の検討に関すること。
- （3）その他稲わら等の有効利用を促進するために議長が必要と認める事項

## （構成機関及び議長）

第3条 推進会議は、次に掲げる行政機関及び関係団体をもって構成する。

- （1）岡山県農業協同組合中央会
- （2）全国農業協同組合連合会岡山県本部
- （3）岡山市農業協同組合
- （4）晴れの国岡山農業協同組合
- （5）岡山市
- （6）倉敷市
- （7）早島町
- （8）岡山県
- （9）その他議長が必要と認める行政機関及び関係団体

2 推進会議の議長は、岡山県環境文化部長の職にある者をもって充てる。

## （推進会議の開催等）

第4条 推進会議は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長は、所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、構成機関以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

## （事務局）

第5条 推進会議の事務局は、岡山県環境文化部環境管理課に置く。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。